

令和7年度 教育課程について（届）

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

記

Ⅰ 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤に、家庭、地域社会と緊密に連携し、学力・体力の向上と特別支援教育の充実を図ることを重点課題とする。また、全ての児童が未来を築き、生き抜く力を主体的・対話的で深い学びを通して身に付けるとともに、心身共に健康で、人間性豊かに成長することを願い、以下の教育目標を定める。

- ◎よく考え実行する子ども（知）（◎重点教育目標） ○心豊かで思いやりのある子ども（徳）
○心も体もたくましい子ども（体）

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア【よく考え実行する子どもを育成するために（知） 学力の向上】

- 児童が主体的・対話的で深い学びを実現するために、問題解決的な学習過程を重視した、指導方法・指導形態の工夫・改善を行う。また各教科の学習において、一人1台タブレットPCを最大限に活用し、プログラミング的思考の育成に取り組む。

- 高学年は教科担任制を実施し、指導効果を高めるとともに教員個々の授業力の向上を図る。

- 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを軸に、保護者や地域が協働参画する教育活動を推進する。

特に「立川市民科」では、地域学校協働本部のコーディネーターを最大限活用し、郷土や自分たちの住む街の文化や伝統を体系的に学ぶとともに、すすんで街や地域に関わり貢献しようとする態度を培う。

イ【心豊かで思いやりのある子どもを育成するために（徳） 思いやりの心 規範意識の醸成】

- 人権課題に対して、人権尊重の精神（生命の尊重・人権の尊重・人格の尊重）を基盤に、自他を尊重し心身ともに健康で豊かな人間性や規範意識の培われた児童を育成する。

- 地域の協力の下、年間を通して「あいさつ運動」を実施し、相手を思いやる心を育てる。

- 学校いじめ防止基本方針を基に、教育相談体制の充実といじめ対策委員会への情報の共有化を図ることで、いじめの未然防止に努める。また、不登校児童への対応について、校内別室登校の制度を活用するとともに、校内委員会や関係機関との連携を図り、不登校の改善に努める。

- インクルーシブ教育システムの理念の1つである「自立」「共生」の考え方方に立ち、特別支援教育における校内推進委員会の充実を図る。また、「きこえとことばの教室」と特別支援教室「ハ小キラリ」の機能を最大限活用し、個々の児童が自立できるように学校全体で取り組む。

ウ【心も体もたくましい子どもを育成するために（体） 体力の増進】

- 体力及び健康の保持・増進に关心をもち、児童自らがめあてをもって互いに豊かに関わり合いながら、意欲的に体力の向上に努める実践的態度の育成を図る。特に、年間を通じて、コオーディネーショントレーニングを授業の導入に取り入れる。

- 「学校2020 レガシーの推進」を通し、他者の尊重や豊かな国際感覚を育てるとともに、スポーツに親しみ、心と体の調和のとれた児童の育成を目指す。

エ【学校の教育目標の達成に向けたその他の事項】

- 教職員の働き方改革の視点からも、週時程を週3回5校時授業とする。教員の教材研究の時間を確保することは、より質の高い授業を児童に提供するものであり、児童の学力の向上にも繋がる。また、児童が放課後、お互いに遊びを通じて関わる時間を保障することは、豊かな人格形成に必須である。放課後子ども教室（くるプレ）や地域交流デーを活用しながら、コミュニティ・スクールとしての機能も充実させていく。